

第1回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1．日 時：平成14年2月8日 14：00～16：00

2．場 所：第四委員会室

3．出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員（以上13名）
事務局：大永助役、新内部長、坂下次長、尾山課長、松木課長補佐、三浦主事

4．議事概要

（1）開会

（2）委嘱状公布

（3）大永助役挨拶

（4）審議会委員自己紹介

（5）会長及び副会長の選出について

・審議会委員から事務局の考えを求められ、事務局から中野新治氏を会長に、坂本紘二を副会長に推薦し、承認を受ける。

（6）会長及び副会長挨拶

（7）審議

1）市民参画条例（仮称）策定の目的と審議会の役割について

（事務局説明）

・下関市では、「市政の主人公は市民である」を基本理念に、従来から市民の声を市政に反映する市政運営を推進して来ましたが、今後、さらに市民の市政への参加を積極的に推し進め、市民と行政との相互理解、協力関係をいっそう発展させることが必要であると思われます。市民と行政が協働して市政の発展を図るために、市民参加の基本的な事柄をある程度ルール化する為に、「市民参画条例」（仮称）の制定を目指します。

このルール作りにおいて市民の皆様方の意見を拝聴し、また市民と行政が一

緒になって条例づくりを行なう為に市民参画条例（仮称）策定審議会が設置されました。

この審議会は従来の審議会とは違い、単に行政の作成した案を検討していただくのではなく、行政からは目的や枠組み、期限といった条件を提示させていただいた上で、条例を作成していくという形式をとりたいと思います。つまり、市民参画条例を市民の参画によって作るということであり、審議会の役割は大きいものがあると認識している。

2) 資料説明

(事務局説明)

- ・ 市民参画条例（仮称）の策定にあたっては、基本的に審議会の皆様に議論をお願いできればと思っている。しかしながら、市民参加は市として既に実施しているものも多くあることや、昨今のボランティアやNPOといった市民活動の進展などを考慮していただきたいと思う。
- ・ 市民活動課において昨年12月に調査をした結果、大きく分けて次にあげる4つ方法で市民の皆様に参加をお願いしていることが分っている。
 - 既存施策の中で市民参加をいただいているもの
 - 審議会や運営委員会等の設置
 - 市民活動団体との協働
 - 情報公開
- ・ これらの下関市の現状に加え、先進市の状況や、時節の流れ、あるいは市の市政の基本となる第4次総合計画等を総合的に考えますと、次のような内容が条例の主軸となると想定できる。
 - 市民活動の促進
 - 既存施策の整理
 - 情報公開
 - 審議会の公募努力規定

(委員意見)

- ・ 山口県が県民活動支援条例を策定中であるが、下関市は山口県の中にあるのでふまえなければならない。

- ・ 参加や参画、NPO やボランティアといった用語の整理が必要である。
- ・ 第4次総合計画で市民活動については明記してあるのでそれをふまえないといけない。
- ・ 先進地の事例や条文などを紹介してほしい。
- ・ 委員の中で市民参画への思いがそれぞれ違うので理解しあうために、公募の人間は公募時の作文を、公募でない人間もそれぞれの考えをまとめてお互いに考えを交換することにしたい。
- ・ 次回の審議会の開催までに、自分の中にあるイメージを、それぞれ固めておくことにする。

3) スケジュール

(事務局説明)

- ・ 次回は3月17日の講演会を予定している。
- ・ 4月以降月2回程度、審議会を開催していただき、7月末か8月上旬にフォーラムを開催する予定にしているので、そのフォーラムでご提言をいただきたい。
- ・ 最終的には平成14年度中に策定いたしたい。

(委員意見)

- ・ 3月17日の講演会は、駐車場を考慮して場所を選定し、講師はNPO 福岡から招聘してほしい。

4) その他

(事務局説明)

- ・ 審議会の議事の公開についてはいかがいたしましょうか。

(委員意見)

- ・ 審議会の議事録については、インターネットで公開、あるいは市民活動課で縦覧する。

詳細についてお知りになりたい方は、市民活動課までご連絡ください。

第2回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年3月17日 13:30～16:30

2. 場 所：市民センター

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、
園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、吉田清志委員、大賀好子委員、
廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員
（以上14名）

その他一般参加者約60名

4. 内 容： 1) 講演会『市民活動と市民参画』

講師：九州大学助教授

NPO ふくおか副理事長 安立 清史先生

2) 参加団体による情報交換会及び交流会

3) 審議会委員と講師との意見交換会

5. 意見交換会議事概要

(1) 出席者

安立 清史氏

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、
園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣
崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員（以
上14名）

事務局：新内部長、尾山課長、松木課長補佐

(2) 概要

1) 開会

2) 意見交換

事務局：折角の機会ですので、意見交換会を行ないたい。日頃の疑問を聞ける
場としたいので、この機会にご指導等をいただけたらと思う。

議長(会長): 今日はこのような場を企画していただき感謝しています。また、適切な講師をよんでいただきありがとうございます。今日の講演会を聞きまして、この会は単に条例を作るだけではなく、その中で下関市がどうなってゆくのかということにつなげていく場と感じました。今やっていることは今後大きな意味をもつのではないのでしょうか。

事務局: ありがとうございます。それでは意見交換会に移りたいと思います。ご自由にお願ひします。

< 以下、議論の内容を項目別に整理 >

講演会について

< 委員 >

- ・ 参加と参画が違う事がよくわかった。
- ・ NPO のようなものに対するニーズが、日本とアメリカでは大きく違い、その中で考えていかなければならないのではないか。
- ・ アメリカと日本では、寄付に対する文化の違いがあるが、その中で日本では寄付に関してどのような対策をしているのであろうか。
- ・ NPO を運用するための資金はどのように調達しているのか。
- ・ 行政の補助金に頼るべきではないのではないか。
- ・ NPO についてはよく理解できたが、NPO と条例をどのように結び付けるかを考えなければならない。
- ・ 雇用対策に NPO が利用されるのはおかしいのではないか。

< 講師 >

- ・ アメリカでは寄付文化があるが、日本では寄付文化がないのは確かである。アメリカでは財団や企業が、NPO の支援を行っている。
- ・ アメリカだけではなく日本でも NPO サポートセンターを NPO が作り、NPO が NPO に対して場所だけでなく、資金やノウハウを提供するようになってきている。

意見交換会について

< 委員 >

- ・ 下関にある NPO の現場の声をもっと聞きたいので、今日のような情報交換会の場をもっと設けて欲しい。

< 講師 >

- ・ 市民活動を知る場を設けてもらうのを待つのではなく、自分から市民活動を積極的に知りに行くべきだ。

市民参画条例について

< 委員 >

- ・ 市民参画条例の審議期間は短く、この中でどんな条例を作ることができるのだろうか。
- ・ 本来は市民からの要請があって、このような条例を作成するのであろうが、下関の場合は、行政から市民へ呼びかけて作るということになっている。
- ・ この条例の制定は果たして意味があるのか。何の意味があるのか。
- ・ 日本においても前例はないようであるが、世界的にみても前例はないのだろうか。
- ・ 市民参画条例は、市民が行政とどのようにかかわっていくかではなく、自分達が自分達の街を作っていく上で、どのように行政と話し合っていくなかで、それぞれの立場を条例を介して理解できるようになるという代物ではないだろうか。
- ・ 市民参画条例は、市民と行政がお互いを理解する為の基準のようなものではないか。
- ・ 私は他市でいう男女協働参画条例を進めたものが、下関市の市民参画条例であるのかなあというイメージがある。
- ・ 市民のニーズをどのように条例に反映させたらよいのか難しい。
- ・ 自分達がどう自分たちの町を作っていくかを考えた上で、行政とどのようにそれぞれの立場で話し合うことである。
- ・ 条例がなくてもうまくやっている市はある。

- ・ 行政と市民とが同じテーブルで話合う時に、お互いの共通認識として条例が必要なかもしれない。
- ・ 他市のものまねではだめだ。
- ・ 現在の NPO は事業主体の形態であり、必ずしも市民活動の延長にあるものではない。従って、市民参画条例を考えるにあたっては、NPO だけを考えるのではなく、もっと広く考えているいろいろな市民が参画できるかどうかという点を考えるべきである。
- ・ 日々の活動の中のことや、聞いた話や情報を話し合っていけばよいのではないのだろうか。

< 講師 >

- ・ 市民参画条例はまったく前例のない新しい試みと思われる。
- ・ 市民参画条例は、行政と市民とのルール作りではないだろうか。
- ・ 条例を作ったから市民活動が盛んになるとは必ずしも言えない。
- ・ NPO だけが特別扱いということではなく、市民活動に対するガイドラインとして考える方が自然であり、市民参画条例がそれにあたるかもしれない。

事務局：ありがとうございました。まだまだ話は尽きないとは思いますが、お時間がかかりオーバーしておりますので、本日はこのあたりで終らせていただきます。申し訳ございません。最後に部長から一言挨拶させていただきます。

部長：本日はお忙しい中ありがとうございました。講演会・意見交換の中のお話は、今後審議会の中で反映させて頂きたいと思っております。市民参画条例は、下関の将来を考える条例、ルール作りであり、できるところからやっていきたい。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

< 安立先生退室 >

4) 事務局報告事項

1. 第3回の日程を決定して欲しい
2. 先進地の条例を配布いたします

3 . 2名分の作文の追加がございましたので配布いたします。

5) 審議会開催日について

審議会意見：今後は土日に開催したいと思うが市のほうはどうだろうか。

事務局：かまいません。

次回は平成14年4月20日10時に開催予定（詳細は、後日郵送）

6) 次回の審議について

会長：次回の審議の内容はどうでしょうか。

事務局：言葉の定義付け、例えば“市民活動団体”の定義づけなどを議論していただければと思います。

7) 閉会

第3回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1．日 時：平成14年4月20日（土） 10：00～12：00

2．場 所：第一委員会室

3．出席者

審議会委員：坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、松木課長、河崎補佐、西川主査、三浦主事

4．議事概要

（1）開会

副会長あいさつ（骨子）

- ・ 今日はいこれまでの審議会を踏まえ、条例に対する率直な意見をいただく場にしたい。
- ・ 市民参画に対するイメージを膨らませて欲しい
- ・ 忌憚のない意見を出して欲しい

（2）事務局報告事項

1）連絡事項

- ・ 市民参画条例（仮称）策定審議会要綱の読み替えについて（生活環境部 市民部の組織変更に伴うもの）
- ・ 4月1日付人事異動について（部長、部次長、課長あいさつ）

2）質問への回答（前回審議会終了後に委員から出された質問への回答）

条例比較表における「助成」について詳細に知りたい

調査中であり、後日回答いたします

市としての「市民活動団体」という言葉の定義について

市として明確な規定はないが、市民活動課としては常識的な

解釈として、市民の方が自主的に組織した非営利的で継続した団体と考える。これには自治会、コミュニティ組織、NPOやボランティア団体が含まれると考えている。詳しくは今後の審議会の中で深めて欲しい。

事務局の考える4つの柱の一つである「情報公開」が3月17日の資料で「他の条例との調整」になっていた理由

市にはすでに「下関市公文書公開条例」並びに「下関市行政手続条例」が制定されており、これらの「他の条例との調整」を図りつつ、市民参画条例を策定して頂きたい為、そのような表現となったもの。

(3) 審議

1) 配布資料説明

議長(副会長): 資料を確認しながら議論していきたい。まず事務局から説明をお願いします。

事務局: <資料を確認>

事務局: 条例比較表の説明をさせていただきます。内容の特色は各条例の前文に一番よく現れています。前文は、現状認識、課題を書き、最後に対策を述べるという構成になっています。

<横浜市、横須賀市、箕面市、仙台市、山口県について説明>

事務局(課長): また、9つの項目については共通となっており、それ以外の項目については各自治体においてそれぞれの実情において定められている。

2) 自由討論

議長: では、今の説明を踏まえて、下関であればどのあたりが、どうなのかという意見をざっくばらんに聞かせていただきたい。

<以下、議論の内容を項目別に整理>

前文・条文について

- ・ 他市の前文から市民活動団体と一緒にやっというのが目標の一つであると感じられる
- ・ 横須賀市の前文が読みやすい、下関市も同様に読みやすく親しみやすいものがよい
- ・ NPO 等が何を望んでいるかよく把握して前文を考えていけばよいのではないか
- ・ 一般の人でも分りやすい、参画しやすくなるような条文にして欲しい

条例を作る理由について

- ・ 参画条例をなぜ作らなければならないかという議論が必要である
- ・ 市民ニーズの多様化に行政が対応できないため
- ・ 地域社会の崩壊
- ・ 現在は行政に依存しすぎであり、脱却を図るため
- ・ 他市がやるから下関もやるということではいけない
- ・ 市民活動の支援を行う仕組みづくりが必要なため
- ・ 行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきているため
- ・ 福祉も地域が大きなウェイトを占め始めており、その他の分野でも市民参加の仕組みが必要になると思われるため
- ・ 縦割り行政の隙間を埋めるものが NPO 等であり、役割分担が必要であると思われるため
- ・ 市民参加により施設を動かしてきた例があり、条例が必要かどうかも考えなければならないのではないか
- ・ 誰のための条例なのか、市民の為か行政の為かを考える必要がある

下関の市民参加の現状について

- ・ 下関市は市民意識が低いと感じられる場合がある
- ・ 下関は市民活動が盛んであるが、ネットワーク化されておらず、情報発

信・情報交換が不足している

- ・ 社会福祉協議会は、現在団体の情報も盛り込んだ冊子を作り、ネットワーク化に力を入れている
- ・ 女性団体ネットワークを作った
- ・ 我々の団体は市民参加に関する報告をまとめているので参考にして欲しい（議長の依頼により報告と条例との関係を整理し、今後の参考となる提案を行っていただける）

条例に期待すること

- ・ 情報センターみたいなものがあればよいと思われ、参画条例がつくられることにより、それが促されればよいと思う
- ・ 市民活動促進のためには助成制度が必要であり盛り込むべきである
- ・ 助成のあり方や決定・審査などはしっかり検討しなければならない（第3者機関にも関係）
- ・ NPO が参加料をとるイベントをする場合、公民館等の使用に制限がある場合がある。NPO 支援の観点からは見直しが必要と考える。

「市民活動団体」の定義について

- ・ 我々の団体では公益団体と定義している
- ・ 宗教や政治活動の団体を排除していない市もある
- ・ 公益という観点だけでは漠然としており、NPO 法に定めている類型が原型になるのではないか
- ・ 町内会や自治会も含めるべきである

第3者機関等について

- ・ 行政が位置づけられない所にも市民にとって必要なものが存在しており、そういった市民の意見を吸い上げる場やプロセスが必要
- ・ 第3者機関の設置が必要
- ・ 行政ができないことを単に埋めるといったような、行政に取り込まれるような考えではなく、対等な立場で協力してやっていけるような理念を

もってやっていくことが必要。

事務局が示した4つの柱について

- ・ 4つの柱は決定事項ではなく、4つの柱についても今後議論を行う必要がある。

4つの柱

- 市民活動の促進
- 既存施策の整理
- 情報公開
- 審議会の公募努力規定

その他

- ・ 条例の名称は「下関市活性化条例」という名称の方がよいのではないかと
- ・ 議員や議会との関係も考えなければならないのではないかと

事務局への依頼事項

- ・ 今後の資料の作成や他市例の積極的な提供をして欲しい
- ・ 今回の議事概要を郵送して欲しい
- ・ 委員から資料提供があった場合にはコピーを作成し配布して欲しい

3) 次回日程

平成14年6月1日開催予定

4) 閉会

第4回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年6月1日（土） 13：30～16：30

2. 場 所：第一委員会室

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、園田洋子委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、松木課長、河崎補佐、西川主査、三浦主事

4. 議事概要

（1）開会

（2）事務局報告事項

1）配布資料の確認

2）アンケート結果（3月17日実施の講演会で実施したもの）について

- ・ 直接審議会に関係ない項目もあるが一応報告する。
- ・ 講演会についてはわかりやすかったという意見が多かった
- ・ 情報交換会についてはまた実施して欲しいという意見であった
- ・ より幅広い年齢層の方々に参加を呼びかけるべきであるという意見があった

3）前回までの審議のまとめ（第1回～第3回までの概略を説明）

4）公募意見について

- ・ 募集しているが現在まで0件

（3）審議

1）配布資料説明

- ・ 下関市における市民参加・参画の現状等について

大きく分けると、

法律に基づくもの

地方自治法：直接請求、住民監査請求、住民訴訟など

その他の法律：都市計画法、土地再開発法、行政不服審査法など

施策によるもの

市長へのはがぎ・Eメール、市長ふれあいティータイム、アンケート、意見公募、ワークショップの開催、協議会等の設置、審議会・委員会、公募による市民参加、市民団体への業務や施設運営の委託など

慣例的なもの

住民説明会、陳情、要望など

市民活動を通して行なわれているもの

恒常的なもの：自治会、環境保護など

一時的なもの：特定目的を達成するための活動など

またこれのもととなる考え方は、基本計画・基本構想において、大きく市民活動と市民参加として整理されております。

これを受けて行政改革大綱で「活力ある市民参画型の行政運営の確保」という柱をたて、今回の条例の策定もこの一環であります。

2) 事前配布資料について

条例の前後において作成されたものや、基本計画などを定める際に作成された資料など、各市によって様々な状況において作成されておりますので、その違いを踏まえつつ、今後の参考にしていただきたい。

3) 下関市広報広聴課『提案型広報マニュアル』について

現在実施しているものの中の一つです。この他、パブリックコメントに関して検討したり、行政評価を試行実施しており、これはホームページに掲載しております。必要であれば資料を提供いたします。

2) 委員提出資料説明

米本委員：次の4つの内容を盛り込むことを提案したい

市民団体の活動を行政が保証する（活動に法的な根拠を与える）

助成

団体間の連携の強化

行政と市民団体との協力体制の強化

会長：提案につきましては議論の中で考えていきましょう。

吉田委員：

- ・ 条例の名称に「下関市」や「まちづくり」が入った方がよい
- ・ 行政と市民の役割をはっきりさせた方がよい
- ・ 「市政」に参画する条例なのか「まちづくり」に参画する条例なのか
- ・ 市民活動へのバックアップを盛り込んでいければよいと思う
- ・ 骨子は審議会が作り、その上で行政の知恵を借りるべきである

- ・ 今後の進め方をよく考えなければならない

3) 自由討論

会長：まだまだ五里霧中といった感もありますががんばりましょう。なお、進め方としましては、自由討論は今日までとし、次回からは少し絞りたいと思います。

(以下、主要な事項に関して項目ごとに整理)

事前配布資料について

- ・ 静岡市の例がわかりやすい
- ・ 静岡の資料が一番なっとくできた
- ・ 条例をつくる流れとしては、静岡の資料がはっきりわかるものであった。
- ・ 京都市の文章は、情熱が伝わってきた
- ・ 同規模の市の例が参考になるのではないか
- ・ 同規模の市の資料があればまた欲しい

条例策定方法について

< 広報 >

- ・ 条例を作成していくことを広くアピールするべきである

< 意見 >

- ・ 意見はよいが、市にどのような提案をすればそれが実現できるかまでを提案して欲しい
- ・ 条例でどのような条文にすればよいかという提案をしてほしい

< 話し合い等の方法 >

- ・ ワークショップをした方がよいのではないか
- ・ フォーラムで広く市民からの声を聞くことができるであろう。
- ・ テーマごとに分化会を実施したらどうか
- ・ 他の団体や NPO、関心のある人、行政職員などを集めてワークショップをやったらどうか

< 今後 >

- ・ 条例を作る上で現在の問題点やイメージをはっきりさせた方がよい
- ・ 「参画条例」とは何なのかという骨子を作らなければならない

条文について

- ・ 「なければならない」というような言葉を条文に入れて欲しくない

期間について

- ・ 他市は時間をかけて審議しているが、下関市は1年でやっている。これで良いのでしょうか
- ・ 条例を作るには期間が短すぎるのではないか
- ・ 時間が短いという意見もあるが、条例を実施することで、市としては一歩進めたいと思っているのではないか

民度

- ・ 市民の声がダイレクトに市政に反映することはよいことではあるが、これがエゴの抽出であってはならない。市民の責任と義務が盛り込まれなければならない。そのためには中間支援組織作りが必要ではないか。それらを整備できるような条例がよいのではないか
- ・ 民度が低いというが NPO などができてきている
- ・ 民度が低いという議論より、住民によるリサイクルプラザの運営のような実例と条例がどのよう関わるかということのほうがわかりやすいのではないか。その他実例としては、発憤の会がある。(商店街とあるかポートの結びつきについて提案してもらい、それを話し合う等)、これらの事象に参画条例がどのように裏づけできるかということではないか
- ・ リサイクルプラザのような大きな問題は知らない人にはわかりにくいのが現状であり、個々のことを議論してもしかたがないのではないか
- ・ エゴかどうかは周りが判断することではないのか
- ・ 少なくとも個人の要求をそのまま行政が直受け入れるという形式が市民参画ではない。
- ・ 最初からエゴがでるということを懸念していたら先に進まないのではないか。
- ・ 条例は住民のエゴばかりが反映される場ではない
- ・ 参画条例が利益団体を代弁する場であってはならない
- ・ 京都市は古くから住民自治のような考え方があり、民度が高い
- ・ 京都と下関では民度が違う(役人まかせの機運がある)
- ・ 市民が単に自分の利益ではなく、社会の利益を考えるようになって行くべきだ
- ・ 市民の意識をどのように高めらるかということかもしれない

議会

- ・ 議会との関係が難しい(神戸市が参考になると思われる)
- ・ 参決までやるのは困難だと思われる。そこまで行くのであれば議会が心配するであろう

- ・ 市長も議会も市民から白紙委任されているということではなく、市民がチェックしていくということではないか

2つの柱について

市民参画条例（仮称）策定審議会のこれまでの審議の中でいえる事は、審議会の委員が考えている市民参画には、おおきくわけて次の二つに大別できるのではないか。

A.まちづくりという大きな視点から見ると、市民活動もまちづくりをしており、そういった市民活動をどう育てるのか、或いはどのように市民に加わっていただくか

B.市政の中（施策の決定等）にどれだけ市民が参画できるか

以下では、議論をこの2つの柱に沿ってまとめたものを掲載

A.まちづくりという大きな視点から見ると、市民活動もまちづくりをしており、そういった市民活動をどう育てるのか、或いはどのように市民に加わっていただくか

市と市民活動団体との関係

- ・ 市民活動団体は市全体における財産であると考えられ、それをどのように市全体として生かせるかということではないだろうか
- ・ 市民活動団体は行政の代替ではなく補完である
- ・ 行政（市政）とは直接関係無く、位置付けが難しい団体もある
- ・ 行政がバックアップするという姿勢を明確にするということが必要
- ・ 市民と行政との関係を考える上では、実際に活動をしている団体を条例によってどう行政と関わらせるかが問題である

助成

- ・ NPOの調査に行ったが行政へ期待することは1.資金、2.場所、3.横のつながり、4.広報であった
- ・ 確かに援助ということも大切であるが、もっと視野を広げて欲しい。
- ・ 助成に関しては、市政に直接関わりが無くとも公共性がある事業を行なっている団体もあることから、第三者機関を設置し、助成の決定を行なうことが必要でないか。
- ・ 助成を決めるためのプロセスとして第三者機関に委ねるということも考えられる。

<資金>

- ・ 助成がないと、資金が苦しい。バザーなどを行なうことを通して資金を集めることは大変であり、活動が広がらない。助成をどのような形で盛り込んでいただけるかと思っている
- ・ お金はないかもしれないが、できるだけ自己財源でやるべきである
- ・ 行政からのお金は税金であり、助成を盛り込むことに対しては慎重になるべきだ
- ・ 直接金銭ではなく、外国のように税金の優遇措置を行なうことで助成を行なう方

がよい

- ・ 直接的な金銭（助成金）はいらない
- ・ 地方自治法上助成はできるようになっている。助成ありきで話をすすめるとよくないのではないか。市民活動課だけでは決められないのではないか。

<場所>

- ・ NPO 等が使いやすい場所をなんとかして欲しい

<横のつながり>

- ・ いろいろな市民活動団体があるが、市民活動団体の目的は、大きな目でみると同じではないかとおもわれ、それらをうまく連携させたい

<広報>

- ・ 市内でいろんな人がいろんなことをやっているのであろうが知られていない
- ・ 種々の団体の紹介を独自で行っており、団体の周知のためにこのようなことを行なったらどうであろうか

対象

- ・ 直接個人を参加させるよりもその間をとりもつ団体に対する条例であって欲しい
- ・ 行政（市政）とは直接関係無い動きも含めて活性化できる条例がよい
- ・ がんばっている市民を応援できる条例がよい
- ・ 宗教がからんでいるかどうかはどのように考えるべきか
- ・ 企業で働く人々も市民活動に参加できるような支援も考えていったらどうか
- ・ 活性化を盛り込んでいくのがよい

B.市政の中にどれだけ市民が参画できるか

- ・ 市民活動への支援の例は多く出たが、市政との係わり合いということに関しては意見がまだ少ないと思われます。
- ・ 根本的に政策の形成・実施・評価に市民が参画していくということを条例の中にしっかり入れていくべきである
- ・ 箱物を作るだけがまちづくりではなく、市民活動もまちづくりである
- ・ 行政がまちづくりをするのではなく、まちづくりの中に行政がある
- ・ 一人一人がそれぞれ身近なところで参画していけるようにならないといけない
- ・ 学生や高齢者をどう取り込むか（京都市が配慮をしている）

情報の公開・提供・提案・交換（共有）

- ・ 参画ということは情報と大きく関連する
- ・ 広報広聴課で提案型広報を考えていることはたいへんすばらしいことである
- ・ 提案型広報が具体化すれば参画の9割は終わりではないか
- ・ 提案型広報は審議会や協議会を超えた市民参画の方法だとも考えられる
- ・ 行政から情報を提供するだけでなく、市民からも情報を提供してもらえるように

すべき

- ・ ワークショップもコンセンサス会議も基本は情報であり、双方向の情報交換（共有）が重要である
- ・ 具体的に参画条例に提案型広報をどのように盛りこむかは難しい
- ・ 双方向の情報交換（共有）を行なえる場を条例で保障できるのだろうか
- ・ 具体的にはどのように市政に参画していくか
- ・ 市民活動と広報広聴は区別した方がよいのではないか
- ・ 提案型広報があるのであれば、条例の中ではそれを後退させるわけにはいかない
- ・ 市の硬直した部分や遅れている部分を、市民が指摘でき、それが市の改革になるような仕組みが必要
- ・ 民間からのよい提案を市が実行してもらえるような方法が必要である
- ・ なにかやろうとすると行政が壁になっている部分があり。それを取り除く形がよい

審議会等について

- ・ 今まで意見を聞くといっても、特定の市民に限られていたのではないか。

既存施策について

- ・ すでに決定していることに対して参画するケースが多いのではないのか。出発点からも参画できるケースがあるのか。これらは、市と市民との役割を明確にしていくことが大事ではないのだろうか。市民が行政と関わる上で、指針となるものがよい。
- ・ 行政との関わりについては、市長への手紙や議会の議事録の閲覧も手法の一つであるが、市長への手紙は返事が遅く、閲覧は閲覧しにくい
- ・ 行政に反映させるための共通のルールが法的に必要と考える

協働・パートナーシップ

- ・ パートナーシップとは市民が一定の公共サービスを担うということであり、このことを盛り込むべきであるかどうかを考えなければならない
- ・ デンマークでは企業と行政のパートナーシップを行なっている。フィンランドでは、地球温暖化に対して、市民と行政の間のパートナーシップが大事であると考え、市政のあらゆる場面で市民と行政がパートナーシップを行なう事が条例に書かれている。
- ・ 条例の中で協働をどのように盛り込むのか、その範囲はどうするのか
- ・ 今回の条例は、パブリックに対してどのように市民が関わっていくかということであり、その中で市民も成熟していかなければならない。これまでの行政の中では、市民が行政を評価する目とかが育っていない。
- ・ 市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場を設けるべきである
- ・ 市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場は必要である

- ・ 条例の中で市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場を考えられないか

2つの手法について

- ・ 2つの整理は良いと思われる。分けて考えるべきだ。
- ・ どちらかにかたよるような条例にならないように2つのバランスについて考えていきましょう
- ・ とすれば市民活動支援条例を考えてしまうが、発言者の立場を考えれば仕方がない部分もある。バランスが必要である。
- ・ 少なくとも2本の骨組みは今日できた

会長：今日は2つの手法が見えたことで収穫のあった審議会になったと思う。時間との関係もあり、本日までの意見を参考にし、私と坂本先生、そして事務局と打ち合わせを行い、次回の話し合いの内容・資料等を考えたいとおもう。

4) フォーラムについて

8月31日(土)で合意

次回までに意味のあるフォーラムにする為の内容を考えて欲しい

フォーラムに対する意見

- ・ 名札をつける(団体名、氏名)
- ・ 名簿をつくる
- ・ 若い人(学生等)を呼んで欲しい
- ・ 市民活動の発表会をするのもよい
- ・ 審議会の骨子の案をたたいてもらうのがよい
- ・ 意見を出してもらうにはワークショップをするのがよいと思われる
- ・ ワークショップファシリテーターは上手な人を呼ぶ
- ・ 基調講演をするなら呼べる人を事務局で探しておいて欲しい

5) 次回の日程について

6月30日(日) 9:00~

会長：今後の進め方・スケジュール・内容については、会長・副会長・事務局で相談して委員の方々へお知らせしたいと思います

5. 閉会

第5回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年6月30日（日） 9：00～12：00

2. 場 所：市民センター

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、河崎補佐、西川主査、藤田所長、三浦主事

4. 議事概要

（1）開会

（2）事務局報告事項

1）配布資料の確認

2）前回までの審議のまとめ（第1回～第4回までの概略を説明）

3）公募意見について

- ・ 募集しているが現在まで0件

4）庁内連絡会議の設置について

条例の策定にむけて庁内の連絡等を行なう為に設置

5）市報（8月15日号）について

市民への周知と、8月31日のフォーラムの開催に向けて特集を予定

インタビュー等を実施する予定であるので協力して欲しい

（3）審議

1）配布資料説明

資料1～4は前回、審議会からの指示を受け、会長・副会長の指導の基に事務局が作成したものです。第1回～第4回までの審議会の意見を元に構築したもので、表現等もほとんどそのまま使用している。資料1と資料3は、それらの意見をKJ法によってまとめたものであり、資料2と資料4はまとめたものを視覚的に整理し図案化したものである。

大きく2つに分けており、一つは今までの審議の流れ、もう一つが条例に盛り込むべき項目表（マトリックス）となっている。

2）委員提出資料説明

坂本副会長：市民参加や市民参画は各地で動き始めている。山田市は、下関市の方向と少し違うと思われる。二丈町の方が下関市に近い気がする。基本的には市民参画という時にはまちづくりに関わるものが多いと思われる。

河野委員：

- ・ 「公＝パートナーシップ」(第4次基本計画から)という概念には約束事が必要。
- ・ 条例はツールであり、それからの波及効果が期待できる。
- ・ 埼玉で予算についての公聴会を開催した例がある
- ・ 条例名として「WAVE」というのを考えた。
- ・ 持続的活動と情報交流を進めるために審議会(あるいは委員会)のようなものが必要であり、それが育てていくという形ではないか。
- ・ 市長への手紙や出前講座は50年前から実施している。(過去の市報から)

米本委員：

- ・ 未成熟なNPOを支援する方法として中間支援組織が必要である。
- ・ 成熟したNPOが行政と対等にまちづくりを進めることができる

2) 資料2：市民参画条例(仮称)策定審議会における審議の流れ(図案化)について

<全体>

- ・ 条例の基本的理念(キーワードとして次の言葉を連ねたもの：地域づくり、まちづくり、対等、協働、公益性、パートナーシップ)が足りない
- ・ 市民参画の主体(団体)の定義をはっきりさせるべき
- ・ 参考)青年会議所の理念「個人の自立性と社会の公益性がいきいきと調和された社会」
- ・ 理念と2つの手法、実効性の3つをきちんと整理する必要がある。これらの連動性・枠組みを考えていくべきだ。
- ・ 行政が主役という匂いがする。
- ・ 全体のイメージが先であり、文言は後に回し、もっと大きなことを議論すべきだ

<行政と市民の関係をめぐる下関市の現状>

- ・ 「縦割り行政の隙間を埋めるものがNPO等であり、役割分担が必要」という文言は好ましくない。また、ボランティア・NPO・市民活動団体あるいはコミュニティ活動等の違いをはっきりさせなければならない。ボランティアは財政的・時間的余裕がある人や、好きだからやるというものではないかという話もあるが、

これには賛成できない。NPO は理念に基づいて活動を行なっているものであり、自発的社会貢献活動といえるものである。

- ・ 要望・告発は住民の権利であり今後も存在すると考え、一方的という表現は如何なものか。また、第4次総合計画の例を見ても行政は一方的に施策を行なってきたとは思えない。この表現は厳しい印象を与えるのではないのか。
- ・ 今までの動きの中では必ずしも双方向ではないことから、一方向といってよいのではないか。
- ・ 私は一方向であると感じる。第4次総合計画などの事は知らない。関係者しか知らないのは双方向とはいえない。今から双方向に向うということである。行政とNPO がお互いを尊重しながら良い関係でやって行くということではないか。
- ・ 「一方的」という言葉で表現しましょう。

<市民活動の新たな動き>

- ・ 市民活動に関する記載が少ないのは行政の市民活動への認識が希薄であるということではないか。もっと調査して具体的な例をあげた方がよい。
- ・ このまとめは審議会の意見をそのまま図案化したものであり、記載をした方がよいと思われる事は文例・項目を示されたい。記載がないことが市民活動課自体は市民活動団体を把握していないということではない。

<ルールづくり>

- ・ パートナーシップとして、行政と市民のパートナーシップと市民と市民とのパートナーシップがあり、Aが前者で、Bが後者ではないのか。
- ・ パートナーシップは相手を尊重しながら行なうことが前提であり、これには役割分担が含まれるであろう。パートナーシップや協働はCの部分に当然含まれるものであり、この中に役割分担も入ると思われる。AとBはCによって規定され、AとBが具体的な方策とされるものである。
- ・ ルールより「仕組み」の方が良い
- ・ Bの表現も気になる。ただし、市民と行政との関係がはっきりすれば、役割的な話もできるようになり、引いては市民同士の関係も向上するのではないか。ここであえて市民同士の話も持ち込むのか。結局Bの中身に対して市がどれだけやれるかということか
- ・ 誰のための条例なのか。これは行政の為の条例ではないのか。これは市民が市民の為に作っていく条例とは違うような気がする。例えば「育てていく」という表現はいかがなものか。
- ・ 一つには行政と市民の関係をまずきちんとまとめる条例であると思われる。市民活動は本来の趣旨からいっても市のためにやっているわけではないので、すべて

の市民活動に条例で網をかけるのは無理であろう。

- ・ Bの表現も「育てる」ではおかしい。「市民活動を活性化し、市民の参加を促す」という表現にしてはどうか
- ・ Aも「市民が市政にどれだけ関心をもてるか」に変えたらどうか
- ・ 「どれだけ」を「どのように」したらどうか
- ・ 「市政の中に市民が参画する」とすればよいのではないか
- ・ 「施策の決定」では強すぎる
- ・ 「施策の決定のプロセス」としたらどうか
- ・ Aは「市民の市政への参画の促進」という表現はどうか。またBは「市民のまちづくりへの参画の促進」にしたらどうか。

3) 資料3：これまでの市民参画条例（仮称）策定審議会における項目整理表（マトリックス）について

<全体>

行政がゆだねる部分と委ねられるための条件を約束事として決めるべきである。
行政と市民との役割分担の項目が必要

<実行機関>

- ・ 第三者機関と中間支援組織は一つになるのではないか。
- ・ 実行機関の設置の中身を考えるとよいのではないか。
- ・ 実行機関には2つのタイプが考えられる。
ア．NPOサポートセンター（福岡市）～場所・コーディネーター他
イ．南区まちづくり推進協議会（福岡市）～仕掛けづくり・補助金の配分他

<情報>

- ・ 情報については大きな部分を占めると考えられる。学習に関しても情報の提供するという姿勢から生み出されるケースがある。いかに関心を呼ぶ情報を提供できるかということではないか。専門的な情報については専門家や行政から、地域の情報はそこに住んでいる人から、お互いに提供しあうということを条例の中で明確に位置付けるべきである。
- ・ 立案から評価に至るまで、情報の提供ということを行なわなければならないということですね。

<Aの評価>

- ・ 評価の部分にモニタリングを入れたらどうか

- ・（評価の部分では）「情報の公開」ではなく、ここも「情報の提供」としたほうがよい

< A の空欄 >

- ・協働の場の設置を設けたらどうか

< B の補助金 >

- ・：「補助金」「助成」にかえるべきだ

< B の広報 >

- ・広報に関しては行政の支援がないと難しい。吉田さんの意見は理想であるが、あるところまでは市が指導していかないと難しいのではないかと。実際にはNPOがどれだけあるかも市民は知らない。行政の働きは重要である。

< B のネットワーク >

- ・市民活動は独立・自立がしっかりしていないと特にネットワーク等に関しては難しい。市民活動の権利・ルールがはっきり確立していないと、行政からの一方的な流れとなるのではないかと。
- ・ネットワークは行政に言われてつくるものではない。
- ・行政に言われてネットワークづくりをするのもおかしな話だ。
- ・「学習」を入れなければならない

< B の空欄 >

- ・空欄の最後の一つは「仕組みや仕掛けづくり」というのが良い
- ・：「きっかけ」や「場づくり」の方が良いのではないかと。
- ・法的に云々ということもあるであろうから、空欄の最後の一つは「協議」というのが良いのではないかと（Aの範疇ではないかとの指摘があり理解）

< 議会 >

- ・議員も単なる利益者代表という立場からの発言ではなく、真の代議員として広い視野の中での発言を行なっていくようにならなければならない。市民だけでなく議員も成熟してくのではないかと。このあたりも前文に入るのであろうか。
- ・議員も市長も選挙によって選ばれているので、市民は市民参画しているということになっている。この条例はあくまで市長が計画・立案する部分で、より高度な施作を行なうための方法であると考えられる。
- ・組長も議員も市民からの白紙委任ということではないと同時に、議会民主制とし

て議会は案として出てきたことを否決できる。少なくとも対立するものでもないのではないか。

- ・ 議会は市民参画によって作成されたより高度な施策に対して、より高い見地から審議・議決していくものであると考えられる。
- ・ 議会とは対立的な関係にしない方がよいと思われる

中野会長：3つが主な論点と考えられる

- ・ 理念が明確でない
- ・ 市民活動の位置づけ
- ・ 2つのパートナーシップの中身

4) フォーラムについて

8月31日(土)は前回の審議会で合意済
場所は梅光学院大学、時間帯は午後で合意

フォーラムに対する意見

- ・ 1グループ50人は多い。10人程度にした方がよい。
- ・ 委員は単に参加するのではなく、進行・解説・リーダー等の形で主体的に関わるべきである
- ・ フォーラム終了後、審議会の委員は集まる方がよい
- ・ 時間の関係でフォーラム終了後集まれない場合は、後日集まるという方法もある
- ・ 意見が出るような仕掛づくりをしなければならない
- ・ 委員は進行にかかわって欲しい。リーダーとなって頂きたい
- ・ 所属団体がある委員の方は、団体のメンバーに参加を呼びかけて欲しい

5) フォーラム(8月31日)までの日程について

第6回 7月22日(月) 18:00~20:00 場所:後日連絡

第7回 8月5日(月) 18:00~20:00 場所:後日連絡

フォーラム 8月31日(日) 13:00~17:00 場所:梅光学院大学

坂本副会長:第7回までに骨子を作らなければならない。

会長:詳細は会長・副会長・事務局で相談して委員の方々へお知らせしたいと思います。

(4) 閉会

第7回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年8月7日（水） 18：30～20：40

2. 場 所：カラトピア4階研修室

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、伊藤幹子委員、園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、河崎補佐、西川主査、藤田所長、三浦主事

4. 議事概要

（1）開会

（2）事務局報告事項

1）配布資料の確認

（3）審議

1）配布資料説明（事務局）

事前配布資料2は、会長・副会長・事務局との協議で本日本配布資料2へ変更したいと思っております。プログラムを組み込み、当日の進行に便利な内容となっている。また条例によってどのようにかわるかをイメージとして作り上げた資料を市民フォーラム時配布資料として追加。従って市民フォーラム当日は、本日本配布資料2と3、事前配布資料3～5を予定。

団体情報紹介シートは、参加団体に事前配布し、団体間の情報交換に役立てるもの。

2）市民参画条例（仮称）策定市民フォーラムについて

具体的な内容・会場について

会長：まず事務局から説明をお願いします。

事務局：全体の流れは事前配布資料6を、ワークショップの具体的な内容は本日本配布資料2を見て頂きたい。当日は12：30に集合していただきたい。市長のあいさつのあとに、審議会から流れと骨子について説明していただき、その後、会場の関係もあり2部屋にわかれ、ワークショップという形式で話し合いを進めていただく。詳細は資料の2を見て頂きたい。なお、フォーラム参加申込者には、事前アンケートを配布。当日も終了後アン

ケートを実施する。

会長：各委員からの意見を元に、より効果的・効率的に実施するという観点から熟慮し、内容やプログラムの順番を変更している。

坂本副会長：今までの私たちの議論を、もめている所も含めて市民の方に意見を出して頂く為の方法として資料2を提出した。

ワーク0でまず打ち解けるため自己紹介（“アイスブレイキング”といわれるもの）を行い話し合いを行うための関係作りを行う。

ワーク1は導入。参画条例まで絞り込まずに一般的に考えていることを述べる。資料3を用いながら導入を行い、ここでの合意が必要。ここを基本とした議論を行いたい。

ワーク2がポイント。ここで審議会の案に対する議論を検討してもらう。

ワーク3で、ワーク1・2のその結果として、項目やキーワード、文案等を具体的に考えていただき、まとめてもらう。

ワーク4で、ワーク3のまとめを発表（プレゼンテーション）するための準備をしていただき、最後に発表を全団体で行う。また発表に対する評価を最後に行いたい。

資料が多く、込み入っており大変である。会長と私で最初に説明するが、資料3をうまく活用することでクリアしたい。資料3を確認した上で、それを目指すための条例を議論してきたことをはっきりさせてほしい。これを基本にして進めてほしい。

< 審議会委員意見 >

- ・ ワークショップ形式にこだわらず、意見を聞ければよいのではないか
- ・ プレゼンテーションまで実施するのは困難ではないか
- ・ 限られた時間の中では意見を聞くのが精一杯ではないか

会長：いろいろなやり方があるとは思いますが、限られた時間で効率的に行う方法として今の形がある。長い経験のある坂本副会長から提案を頂いた。導入をしっかりと行なった上で、ワークショップに入りたい。

< 以下、決定事項を整理 >

- ・ ワークショップ方式で行なう
- ・ 団体の紹介は最初に行なう
- ・ ワークショップのプログラムの時間割は目安として考える
- ・ プロフラムはスムーズな議事進行の為に必要である
- ・ プレゼンテーションは実施するが、完成度合いが低くても了承する
- ・ プレゼンテーションはモチベーションとして必要。空論を防げる。

- ・ プレゼンテーションの評価は、発表を聞かせるための仕掛として必要
- ・ ワーク 1 ～ 3 に 5 分ずつ時間を増やす。
- ・ 名札を作成する
- ・ ワークショップの評価を行なう
- ・ アンケートは文字が多く、分りやすくする。
- ・ 審議会委員全員が役割を持つ

資料について

- ・ プログラム、イメージ図、アンケートは新しいものを採用
- ・ ワークショップに関してのアンケートのスペースを縮小する
- ・ 参画についてのスペースを拡大する
- ・ 事前アンケートの“ 1 ”は、満足している人も回答できるように変更する

役割分担について

- ・ 審議会の流れの説明：会長
- ・ 審議会骨子の説明：副会長
- ・ 司会：松田委員
- ・ ファシリテーター：副会長、高田昌幸委員
- ・ ファシリテーター補助：米本委員、高田倫子委員
- ・ 各グループリーダー：その他委員（全員）

リーダーは説明要員又は各テーブルの補佐という程度の役回り

- ・ 審議会委員は聞き役にまわり、発表を控える
- ・ 審議会委員は書記や発表者を決定する場合にリーダーシップをとる

3) 意見の提出方法について

- ・ 条文をそのまま作成する方法と、項目とその内容・主旨を提出する方法がある
- ・ 条文をそのまま作成するのは事実上難しい
- ・ 賛成・反対両論併記
- ・ 関門の景観条例では、主旨を提案し、その後は専門家（事務局）に任せた。ただし、確認作業が必要である。審議会から投げかけたあと、確認をさせてもらえればよい

4) 次々回の日程について

9月24日（火）18：30～ 場所：カラトピア4階研修室（予定）

(4) 閉会